平成２７年（フ）第３８８６号
大阪府枚方市黄金野１丁目12番７―12号、前住所大阪府枚方市東中振２丁目８番10―212号
債務者　坂井　茂樹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８７号
大阪府門真市常称寺町20番28号　メルベーユ101号
債務者　柴﨑紀惠子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９０号
大阪府寝屋川市対馬江西町15番２号
債務者　下門　昭仁
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目12番６号セピアヒルズＡ　201
債務者　大瀧　奈美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番８―305号
債務者　田中　　瞳
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
奈良県橿原市中曽司町408番地の33
債務者　清林加代子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
奈良県磯城郡田原本町大字宮古291番地　ヤマトパレス203号室
債務者　坂口　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
奈良県大和高田市土庫１丁目14番30号
債務者　米田　　忠
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
奈良県大和高田市材木町６番27―106号
債務者　森田　義継
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
山口県山陽小野田市大字小野田412番地12（リズ21―204号）
債務者　村中　裕之
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３１２号
相模原市中央区矢部１丁目25番19号　明樹荘１―１
債務者　齊藤千惠子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１３号
神奈川県座間市緑ヶ丘６丁目６番18号　シティハイム緑ヶ丘202号
債務者　柴田明日香（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１８号
相模原市南区新磯野５丁目８番４号　パークアベニュー202
債務者　室伏　秀矩
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２３号
相模原市中央区光が丘３丁目11番３－３号
債務者　藤本　澄恵
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３号
長崎県島原市中組町272番地１、前住所長崎県島原市中組町268番地
債務者　高野内賢一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
札幌市北区北28条西２丁目３番18号　クルーズハウス創成高校前105号
債務者　神田　　勉
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２５９号
札幌市手稲区富丘１条４丁目12番１―402号
債務者　橋詰　勇人
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部